

案第三五号

三朝町農業者養成奨学金給付条例の制定について

三朝町農業者養成奨学金給付条例を別紙のとおり制定する。

昭和四十一年三月十六日 提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾四年参月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町農業後継者養成奨学金給付条例

(目的)

第一条 この条例は、三朝町内に住所を有する者の子弟で、農業高等学校に在学し、学業成績良好にして身心健全なる者に対して、奨学資金を給付し、もつて将来三朝町内において自立な農業家の後継者となるべき有用な人材を養成することを目的とする。

(奨学生の選定)

第二条 奨学資金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、現に家計支持者が農業経営に当り、将来も継続する意志があり、三朝町が賦課した地方税等の滞納のない世帯の子弟であり、次の各号に掲げる要件をそなえている者であらうと三朝町長が決定する。

一 農業高等学校に在学する者であり、将来農業の発展と経営近代化を促進するための意志が強くあること。

ニ 将来自立經營の業を推進するためじゆう分なる營業基礎を有する者、又はその見込みのある者の子弟であること。

三 學業成績良好で品行正しく、かつ、身體強健であること。

(奨學資金の額)

第三條 奨學資金の額は、月額二千円とする。

(給付の期間)

第四條 奨學資金を給付する期間は、奨學生として決定された日の属する月から最
終高等學校の正規の修業年限の終期までとする。ただし、特別な事情があると認
められる場合には、給付の期間を延長することができる。

(奨學資金給付の休止)

第五條 奨學生が休學した場合には、その理由の生じた月の翌月から、その理由の
止んだ月まで奨學資金の給付を休止する。

(奨學資金の取止め及び繰戻)

第六條 奨學生が次の各号の一に該当するに至つたときは奨學資金の給付を取り止
める。

- 一 退学し、又は他の高等学校に転学したとき。
- 二 傷病のため成業の見込みがないとき、又は死亡したとき。
- 三 学業成績又は品行が不良となつたとき。
- 四 その他奨学生として適当でないとき。

2 奨学生は、いつでも奨学資金を繰返すことができる。

(奨学資金の返還)

第七条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学資金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、返還を猶予し、又は免除することができる。

- 一 第六条の規定により奨学資金の給付の取り止めをうけ、又は辞退したとき。
- 二 卒業後一年以内に自立職業経営を開始しないか若しくは五年以内にこれを取り止め、又は三郡町以外の住民となつたとき。
- 三 奨学資金を目的外に使用したとき。
- 四 いつわりの申請により奨学資金を受けたとき。

(違約金)

第八条 奨学資金を返還する者は、給付を受けた奨学資金に違約金を加算して、返還しなければならない。ただし、やむを得ないと認めたときは違約金を免除することができる。

(委任)

第九条 この条例の施行に關し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。